



Adobe® ポリユームライセンス

CLP プログラムガイド

教育機関向けプログラムメンバー

バージョン 1.0
2009年9月

目次

CLP 5 概要	4
メンバーシップ	4
ライセンスオプション	4
製品の購入	5
関連会社（教育機関・官公庁は関連組織）	5
リスト登録関連会社または組織	5
セルフエンロール関連会社または組織	5
アドビライセンスセンター（ALC）	6
エンドユーザー ID 番号	6
アドビライセンスウェブサイト	7
レポート	7
カスタマー サービス	7
注文方法	7
初回注文	7
再注文および追加注文	8
ライセンス購入の要件	8
ライセンス証書	8
メディアおよびマニュアル	8
ESD（電子ソフトウェアダウンロード）	8
シリアル番号	9
ディスカウントレベルを上げる	9
ディスカウントレベルの移行	9
返品	10
アップグレードプラン	10
お支払い方法の選択	11
アップグレードプランの更新	11
CLP メンバーシップの更新	11
更新の通知	11
更新の要件	12
更新の例	12
関連会社の更新	12

指定校学生向けライセンス（日本）	12
エンロールメント	13
対象製品および注文の要件	13
ディスカウントレベル	13
シリアル番号	13
マニュアル	13
言語	13
返品	13
アップグレードプランとテクニカルサポート	13
ライセンスの譲渡	13
CLP メンバーシップポリシー	13
ライセンスのダウングレード（旧バージョンの使用）	14
同時使用	14
クロスランゲージライセンス	14
クロスプラットフォームライセンス	14
エンドユーザー使用許諾契約	14
メディアの複製	14
ワールドワイドの通貨	15
ライセンスの譲渡	15
契約の終了	16
情報の取り扱いについて	16
用語定義	17
その他の情報	19

CLP 5 概要

アドビボリュームライセンス (AVL) CLP 5 は、アドビが提供する 2 年間のライセンスプログラムメンバーシップです。CLP 5 のメンバー (プログラムメンバー¹) は、アドビソフトウェアライセンスおよびオプションのアップグレードプランの初回注文をアドビライセンスセンター (ALC) またはリセラーに発注します。初回注文の合計ポイント値により、初回注文および追加注文に適用されるディスカウントレベルが決定します。また、プログラムメンバーは、CLP メンバーシップ期間中に追加ライセンスやアップグレードプランを購入してポイントを累積することで、ディスカウントレベルを上げることができます。

CLP メンバーシップは、世界中の企業、官公庁、および教育機関が参加でき、アドビのほとんどのデスクトップ製品を対象としています。プログラムガイドに記載されている日時は、すべて米国時間 (太平洋標準時 : Pacific Time Zone) となります。

ワールドワイドの教育機関メンバー	
メンバータイプ : 教育機関	教育機関向け CLP 5 メンバーシップ契約の規定により定義されます。
CLP 5 の基本	初回注文の合計ポイント値によりディスカウントレベルが決まります (その後の注文によりポイントが累積し、ディスカウントレベルが上がります)。
ディスカウントレベル (ワールドワイド)	3 段階のポイントレベル レベル 1 5,000 - 49,999 レベル 2 50,000 - 99,999 レベル 3 100,000 以上
メンバーシップ期間	プログラムメンバーとアドビの間で 2 年間
追加注文の最低発注単位	なし
ライセンスオプション	スタンダード CLP ライセンス 指定校学生向けライセンス 同時使用ライセンス

メンバーシップ

新規または更新にかかわらず、すべてのプログラムメンバーは、アドビの CLP 5 メンバーシップ契約の条件に同意し、CLP メンバーシップにオンラインでエンロールメントを行う必要があります。アドビによる承認が終わると、プログラムメンバーは CLP メンバーシップ ID をアドビから電子メールで受け取ります。

アドビボリュームライセンス (AVL) の製品ポイント値リスト (ワールドワイド共通) は、<http://www.adobe.com/jp/aboutadobe/volumelicensing/> のアドビボリュームライセンスページ内の「割引レベル自動計算表」でご覧いただけます。ただし、「割引レベル自動計算表」は、ポイント計算ツールとしての使用目的に限定されます。メンバー個別のポイント値および価格については、ALC またはリセラーにお問い合わせください。

ライセンスオプション

アドビは、プログラムメンバーの様々なニーズに対応するために、いくつかのライセンスオプションを提供しています。

標準的なライセンスオプションは、スタンダード CLP ライセンスとなります。プログラムメンバーはスタンダード CLP ライセンスを 1 ライセンスから購入することができ、エンドユーザー使用許諾契約書 (EULA) の規定に違反しない限り、ライセンスを永続的に使用する権利が付与されます。

1. 本書において、プログラムメンバーとは CLP 5 プログラムメンバーのことを指します。



他のライセンスオプションは次の通りです。

- 指定校学生向けライセンス** — 学校が学生用の製品を購入し、学生はその製品を学校から購入することができるライセンスプログラムです。詳細については、12 ページの「指定校学生向けライセンス (日本)」の項目を参照してください。
- 同時使用ライセンス** — 教育機関向けプログラムメンバーを対象とし、一部のアドビ製品についてご利用になれます。スタンダード CLP ライセンスとの違いは、同時使用ライセンスでは、インストールの必要数にかかわらず、同時使用者の最大人数分のライセンスを購入するだけで済むことです。プログラムメンバーは、適切な認証または監視ソフトウェアを使用して同時使用状況を管理する必要があります。同時使用ライセンスでの購入が可能な製品の情報については、ALC またはリセラーにお問い合わせください。

例: 大学のスクールラボには、50 台の PC があります。しかし、1 クラスの学生の最大数は 25 人で、同時に使用される PC も 25 台のみです。この場合、25 人分の同時使用ライセンスを購入すれば、50 台の PC すべてにアドビのソフトウェアをインストールすることができ、また、ネットワークを通じてソフトウェアにアクセスすることもできます。

製品の購入

プログラムメンバーは、アプリケーションプロダクトプールから自分の地域の製品を購入することができます。プロダクトプールとは、同じ製品群に属するアドビ製品のグループのことです。アドビは、製品の追加や廃止を随時行うことができます。今後は、プログラムメンバー向けに、さらなるプロダクトプールが追加される予定です。

関連会社（教育機関・官公庁は関連組織）

プログラムメンバーは、メンバーシップに関連会社²を登録することができます。関連会社とは、プログラムメンバーが共同で直接もしくは間接的に所有するか、またはその支配下にある組織を指します。関連会社には、プログラムメンバーが CLP メンバーシップのエンロールメントフォームにリスト登録するものと、プログラムメンバーが許可した関連会社が個別にエンロールメントを行うものがあります。関連会社による購入にも、プログラムメンバーの CLP メンバーシップに基づいてポイントが累積され、全体のディスカウントレベルの向上に寄与します。CLP プログラムメンバーとその関連会社には、すべて、同じディスカウントレベルが適用されます。

プログラムメンバーが CLP メンバーシップに含むことができる関連会社は、リスト登録関連会社およびセルフエンロール関連会社の 2 タイプです。関連会社に適用される条件は、両タイプに共通の条件もありますが、それぞれに特有の条件もあります。

注意

関連会社の更新についての詳細は、12 ページの「関連会社の更新」を参照してください。

リスト登録関連会社または組織

プログラムメンバーは、所定の条件を満たす関連会社または組織をオンラインエンロールメント³フォームで登録し、CLP メンバーシップに参加させることができます。リスト登録関連会社または組織は、自身でのエンロールメントは必要ありません。リスト登録関連会社または組織は、プログラムメンバーの CLP メンバーシップのもとで購入を行うことができ、同じディスカウントレベルが適用されます。リスト登録関連会社または組織による注文も、プログラムメンバーの CLP メンバーシップのポイントに累積されます。

セルフエンロール関連会社または組織

プログラムメンバーのエンロールメントフォームに登録されている関連会社または組織は、セルフエンロール関連会社または組織として、別途、個別にエンロールメントを行うこともできます。セルフエンロール関連会社または組織として参加する場合は、個別のエンロールメントフォームの提出が必要です。これにより、別のシリアル番号が発行され、独自のアドビライセンスセンター

2. CLP 5 メンバーシップエンロールメントフォームの中で定義されています。
3. 書面では、CLP 5 メンバーシップ契約書の「別紙 A」になります。



(ALC) の指定、およびアップグレードプランの支払い方法の選択が可能になります。セルフエンロール関連会社または組織による注文も、プログラムメンバーの CLP メンバーシップのポイントに累積されます。

プログラムメンバーは、セルフエンロール関連会社または組織の CLP メンバーシップへのエンロールメントについて、「常に認める」、「常に認めない」、「事前にプログラムメンバーへの通知を必要とする」、の3つのオプション設定をエンロールメント時に行うことができます。このオプション設定は、必要に応じて、ライセンスウェブサイト (LWS) <https://www.licensing.adobe.com> 上で変更することができます。

関連会社または組織の特徴

	リスト登録 関連会社	セルフエンロール 関連会社
累積したポイントがプログラムメンバーのポイントに追加される	○	○
プログラムメンバーと同じディスカウントレベルを受ける	○	○
法人名がプログラムメンバーのエンロールメントフォームに登録されている必要がある	○	○
プログラムメンバーの CLP メンバーシップ終了時に同時に終了する	○	○
エンロールメントフォームにより、個別にエンロールメントを行う必要がある		○
アップグレードプランの支払い方法を選択できる		○
購入先のアドビライセンスセンターを独自に選択できる		○
固有のメンバーシップ番号が割り当てられる		○
プログラムメンバーとは異なるシリアル番号が割り当てられる		○

アドビライセンスセンター (ALC)

プログラムメンバーは、CLP メンバーシップエンロールメントフォームで、アドビライセンスセンター (ALC) を指定します。ALC は、アドビの許可に基づき、企業、教育機関、および/または官公庁のプログラムメンバーに CLP を提供するリセラーです。(本プログラムガイドでは、「ALC」とは、プログラムメンバーからアドビソフトウェアを受注する事業体を指します。)

注意

一部の地域において、プログラムメンバーは、ALC ではないリセラーにソフトウェア製品の発注をすることがあります。この場合でも、プログラムメンバーは、ALC 経由の場合と同様に、リセラー経由で CLP メンバーシップのすべての義務を果たす必要があります。

指定 ALC を選択した時点で、プログラムメンバーは、アドビがプログラムメンバー、そのメンバーシップ、および注文に関する情報をその指定 ALC に通知することを承認するものとします。

エンドユーザー ID 番号

アドビは、プログラムメンバーとセルフエンロール関連会社にそれぞれ固有のエンドユーザー ID 番号を発行します。プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社のすべての注文に関する情報は、アドビライセンスウェブサイト (<https://www.licensing.adobe.com>) から、エンドユーザー ID を使用して参照できます。エンドユーザー ID 番号は、CLP メンバーシップの2年間に限り有効な CLP メンバーシップ ID 番号とは異なります。メンバーシップが終了および更新されてもエンドユーザー ID は変わらず有効で、プログラムメンバーは、引き続き同じエンドユーザー ID を使用します。



アドビライセンスウェブサイト

アドビライセンスウェブサイト (LWS) (<https://www.licensing.adobe.com>) とは、プログラムメンバーが自身のメンバーシップに関する情報にアクセスするためのサイトです。注文履歴の詳細、LWS アカウント情報、製品のシリアル番号、満了日などのメンバーシップ情報を参照することができます。

新しいプログラムメンバーには、LWS アカウントのセットアップ手順をお知らせする電子メールが送付されます。これには、電子メールアドレスをログイン ID として使用する方法、CLP メンバーシップのパスワード設定の方法などが記載されています。

レポート

プログラムメンバーとその関連会社は、アドビライセンスウェブサイト (LWS) から、アドビのロゴが付いた CLP 購入明細書を印刷することができます。CLP 購入明細書は数ページにわたる場合があります。プログラムメンバーは、期間を日付で指定し、その期間中にライセンスされたすべての製品が記載された印刷用オンラインマスタードキュメントを作成できます。

プログラムメンバーは、以下の制限付きで、アドビへのすべての注文をまとめた購入履歴レポートを作成することができます。

- プログラムメンバーは、プログラムメンバー自身の注文情報に加えて、関連会社（セルフエンロール関連会社を含む）のすべての注文情報にアクセスできます。
- 関連会社がアクセスできるのは、その関連会社自身の注文情報のみです。

カスタマー サービス

アドビカスタマーサービスがアドビボリュームライセンス参加者の問い合わせに対応します。アドビライセンスセンター (ALC) またはアドビカスタマーサービスにご連絡いただくか、www.adobe.com/jp にアクセスしてください。プログラムメンバー向け電話番号は、03-5350-7135 です。

注文方法

アドビのソフトウェアおよびアップグレードプランの発注は、プログラムメンバーが選んだアドビライセンスセンター (ALC) に直接、またはリセラー経由で、注文書を提出します。

初回注文

プログラムメンバーは、CLP メンバーシップ ID の受領後 30 日以内に初回注文の注文書を自らが指定した ALC に提出する必要があります。この注文は、CLP 5 メンバーシップエンrollment フォームで選択したディスカウントレベルの最低ポイント値を満たしていなければなりません。プログラムメンバーには、注文確認の電子メールが送られます。これには、発注された製品のシリアル番号へのアクセス手順が記載されています。

この注文が、選択したディスカウントレベルの最低ポイント値を満たさない場合、注文は処理されず、シリアル番号は発行されません。注文書は修正のため発注者に戻されます。プログラムメンバーが注文書を修正の上 30 日以内に再提出しない場合、アドビは、プログラムメンバーおよび ALC (エンrollment時に選択された場合) にたいして、初回注文を受領していない旨の通知を電子メールで送付します。45 日以内に初回注文の条件を満たさなかった場合、アドビは、CLP メンバーシップを停止する場合があります。

再注文および追加注文

プログラムメンバーは、ALC を通じていつでも再注文および追加注文をすることができます。累積ポイントがより上位のディスカウントレベルに達するまでは、初回注文と同じディスカウントレベルが適用されます。

初回注文後の注文には、最低ポイントの要件はありません。



ライセンス購入の要件

プログラムメンバーとその関連会社は、自身がソフトウェアをインストールまたは導入した場合（他の方法で使用または使用可能にした場合も含まれます）、その同じ月の間にそのライセンスを発注する責任があります。

ライセンス証書

アドビは、取引が生じる毎に PDF の証書を発行します。証書は自動的に生成され、LWS のプログラムメンバーのアカウントに掲載されます。証書には以下の項目が記載されます。

- ・ 住所
- ・ アドビのエンドユーザー ID
- ・ アドビの注文番号
- ・ 証書番号
- ・ CLP メンバーシップ ID 番号
- ・ エンドユーザー名
- ・ エンドユーザー PO（発注番号）
- ・ プログラム名
- ・ 製品名
- ・ ライセンス数
- ・ 返品、譲渡、またはアップグレードした数量
- ・ シリアル番号
- ・ SKU 詳細
- ・ SKU 番号
- ・ 注文が返品、アップグレード、または譲渡された場合は、それを示すスタンプまたはその他の標章
- ・ ライセンス、アップグレードプラン、テクニカルサポートの開始日と終了日
- ・ 製品ポイント値の合計

メディアおよびマニュアル

ほとんどのアドビデスクトップ製品のマニュアルはオンラインで提供されています。プログラムメンバーは、必要に応じてソフトウェアメディアまたは印刷されたマニュアルを注文できますが、注文したライセンス数、および／または所有するライセンス数を超えないことが条件となります。

注意

メディアや印刷されたマニュアルの注文は、ポイントに累計されません。

ESD（電子ソフトウェアダウンロード）

CLP メンバーシップでは、アドビは、アドビライセンスウェブサイト (<https://www.licensing.adobe.com>) から製品の ESD を提供します。プログラムメンバーがダウンロードできるのは、現在、プログラムメンバーがライセンスされている製品に限られます。また、一部、ESD が提供されないアドビ製品もあります。ESD によるダウンロードに関して問題が発生した場合は、アドビカスタマーサービスがサポートします。

アドビは、CLP 5 メンバーシップのライセンス管理担当者、セルフエンロール関連会社のライセンス管理担当者、および注文時に記載された導入先担当者に、セキュリティの高い ESD サーバーへのアクセスを提供します。これらの担当者は、8 ページの「ライセンス購入の要件」に記述されている条件に従って、購入済みのアドビデスクトップソフトウェア製品をダウンロードできます。



ライセンス管理担当者は、LWS にアクセスし ESD を利用する権利を組織内の複数のユーザーに付与することができます。また、組織内の他の担当者に管理者権限を移譲することもできます。

注意

各製品のダウンロード数は、ダウンロードサイトに記録され、プログラムメンバーは、それを ESD ダウンロード画面で確認することができます。

シリアル番号

プログラムメンバーには、それぞれの製品、バージョン、言語、プラットフォームにつき 1 つのシリアル番号が発行されます。ただし、Macintosh® 版 と Windows® 版 の両方で提供される製品は、1 つのプラットフォームだけがライセンスされている場合でも、両方のプラットフォーム用のシリアル番号が発行されます。

プログラムメンバーは、製品をインストールする際に、必ず、固有のシリアル番号を使用します。CLP メンバーシップが更新されても、エンrollmentで同じエンドユーザー ID が指定されている限り、シリアル番号は変わりません。

プログラムメンバーは、LWS にログインし、手順に従ってオンラインでシリアル番号を取得することができます。

ディスカウントレベルを上げる

プログラムメンバーは、自身と関連会社が CLP メンバーシップ期間中に購入を続けることで、より上位のディスカウントレベルに移行できます。

ディスカウントレベルの移行

アドビは、毎月 14 日に、プログラムメンバーの CLP メンバーシップの発効日からその月の 14 日までにプログラムメンバーとその関連会社が購入した合計ポイントのレビューを行います。この毎月のレビューでは、14 日までに（14 日も含む）受注処理が完了した注文のポイントのみが対象となります。14 日に提出された注文であっても、14 日中に受注処理が完了しなかった場合、その注文のポイントは、翌月のポイント合計レビューの対象となります。

プログラムメンバーが 14 日までに累積した合計ポイントが上位のディスカウントレベルに達した場合は、その月の 15 日から上位のディスカウントレベルが適用されます。アドビは、プログラムメンバーのライセンス管理担当者、ALC（エンrollment時に ALC を指定した場合）、各セルフエンrollment関連会社のライセンス管理担当者宛てに、上位のディスカウントレベルに移行した旨を通知します。プログラムメンバーは、他に取引をしているリセラーがあれば、そのリセラーにディスカウントレベルが上位に移行したことを知らせる責任があります。

例 1: アドビは、7 月 10 日に、ABC 社の注文を ALC 経由で受注しました。ABC 社の CLP メンバーシップ発効日は 4 月 3 日です。アドビは、7 月 14 日に、4 月 3 日から 7 月 14 日までの間に ABC 社とその関連会社から発注され、受注処理が完了したすべての注文の合計ポイントを集計します。合計ポイント集計の結果、ABC 社が上位のディスカウントレベルに移行可能な場合、ABC 社のディスカウントレベルは 7 月 15 日付けで自動的に変更され、アドビは、プログラムメンバーとその ALC（エンrollment時に ALC を指定した場合）にディスカウントレベルの移行を通知します。

例 2: アドビは、7 月 17 日に、XYZ 大学の注文を ALC 経由で受注しました。毎月の合計ポイント集計は 14 日に行われるため、この注文は 8 月 14 日に行われる XYZ 大学のディスカウントレベル評価に反映されます。8 月 14 日までの合計ポイント集計の結果、XYZ 大学が上位のディスカウントレベルに移行可能な場合、XYZ 大学のディスカウントレベルは、8 月 15 日付けで変更されます。

注意

返品があった場合には、再び CLP のディスカウントレベルが下がる場合があります。



返品

CLP メンバーシップに基づき購入したものは、次のいずれかの理由に限り返品することができます。

- ・ プログラムメンバーがエンドユーザー使用許諾契約書（EULA）の規定に同意しない場合。
- ・ 誤った製品、プラットフォーム、または数量が納品された場合（ALC またはリセラーからアドビへの注文書の内容がプログラムメンバーの発注したものと一致しない場合を含みます）。
- ・ プログラムメンバーへの出荷または請求が二重に行われた場合（ALC またはリセラーからの注文書の重複による場合に限りです）。
- ・ プログラムメンバーが注文をキャンセルした場合（アドビが製品を出荷した後で、プログラムメンバーが受領する前）。

すべての返品リクエストには、アドビによる承認および商品返品承認（RMA）の発行が必要となります。プログラムメンバーは、元のライセンス発注日から 30 日以内に返品リクエストを提出しなければなりません。リクエストには、返品理由とライセンスを発注した日付を証明できるものの提示が必要です。

返金を受けるためには、RMA の発行日から 30 日以内に、プログラムメンバーの正式署名済みのアドビライセンス破棄証明書（LOD）をアドビに提出する必要があります。ライセンス破棄証明書（LOD）の文言については、ALC またはリセラーにお問い合わせください。

返品が承認されると、プログラムメンバーの合計ポイントが翌月のレポートで調整され、アドビは、注文に記載された導入先担当者（エンドユーザー）に確認の電子メールを送付します。

プログラムメンバーは注文の一部のみを返品することもできます。ただし、返品の結果プログラムメンバーのディスカウントレベルが下がることになる場合、アドビは、部分的な返品を拒否する場合があります。

以下に、返品によりディスカウントレベルが低下する場合の例を挙げます。

- ・ **例：** XYZ 大学は、初回注文をすべて返品することを希望しています。XYZ 大学が CLP メンバーシップを継続するには、最低ポイント要件を満たす新たな注文書を提出する必要があります。

アップグレードプラン

アップグレードプランを購入したプログラムメンバーは、アップグレードプランの有効期間中にアドビが提供する製品アップグレードを受ける権利を有します。アップグレードプランの購入でもポイントは累積し、プログラムメンバーの全体のディスカウントレベルの向上に寄与します。

有効期間は、アップグレードプランをプログラムメンバーが注文した日に始まり、CLP メンバーシップの終了する日に終了します。

プログラムメンバーは、すべての新規ライセンスおよび/またはアップグレードライセンスのアップグレードプランを購入することができますが、アップグレードプランは、ライセンスと同時購入でなければなりません。ただし例外として、CLP メンバーシップの最初の 3ヶ月間に限り、現 CLP メンバーシップ以前に購入した現行バージョンのライセンスにたいするアップグレードプランを単独で購入することができます。

次の表は、お支払い方法の選択に応じたアップグレードプランの SKU を記載しています。この表が示すように、CLP メンバーシップの最初の 3ヶ月が経過すると、以降の有効期間は 3ヶ月ごとに区切られます。



CLP のアップグレードプランお支払い方法

お支払い方法	CLP メンバーシップの月							
	1-3	4-6	7-9	10-12	13-15	7-12	19-21	22-24
1 年毎分割	12ヶ月 SKU	9ヶ月 SKU	6ヶ月 SKU	3ヶ月 SKU	12ヶ月 更新 SKU	9ヶ月 更新 SKU	6ヶ月 更新 SKU	3ヶ月 更新 SKU
2 年分一括	24ヶ月 SKU	21ヶ月 SKU	18ヶ月 SKU	15ヶ月 SKU	12ヶ月 SKU	9ヶ月 SKU	6ヶ月 SKU	3ヶ月 SKU

注意

プログラムメンバーは、所有するライセンス数を超えるアップグレードプランを発注することはできません。また、製品をインストール済みであっても、そのライセンスが未購入の場合は、アップグレードプランを発注することはできません。

プログラムメンバーが注文したアップグレードプランの製品をアドビが廃止した場合でも、アップグレードプラン料金の払い戻しは行われません。

お支払い方法の選択

プログラムメンバーは、2 年分一括または 1 年毎分割でアップグレードプラン料金を支払うことができます。CLP メンバーシップの開始時にプログラムメンバーが選択したお支払い方法がどちらであっても、2 年間のメンバーシップ期間中に購入するすべてのアップグレードプランに適用されません。

アップグレードプランの更新

プログラムメンバーは、アップグレードプランの満了日または失効日までに、アップグレードプランを更新する必要があります。早期に更新を行った場合でも、満了日の変更はありません。

アドビは、アップグレードプランの期間が満了になる 90 日前に、プログラムメンバーに電子メールで通知します。また、プログラムメンバーのライセンスウェブサイト (LWS) の「受信ボックス」にも更新の通知が表示されます。このメッセージは、満了日の 90 日前から LWS の「受信ボックス」に表示され、プログラムメンバーまたは LWS がメッセージを保存するまで、最長 2 年間消えません。

CLP メンバーシップの更新

2 年間の CLP メンバーシップ期間満了後、次の 2 年間も引き続き CLP メンバーシップへの参加を希望するプログラムメンバーは、メンバーシップを更新できます⁴。プログラムメンバーは、先の CLP メンバーシップからのシリアル番号とエンドユーザー ID をそのまま継続して使用します。ただし、更新された CLP メンバーシップには、新しい CLP メンバーシップ ID 番号が割り当てられます。

早期に更新手続きを行った場合でも、次のメンバーシップ開始日に変更はありません。

更新の通知

アドビは、CLP メンバーシップ満了日の前に、CLP メンバーシップの更新期限である満了日をプログラムメンバーに通知します。満了日までに滞りなく更新を完了するには、CLP メンバーシップ期間満了日の 10 日前までに更新手続きを行う必要があります。



4. 更新時に CLP プログラムが継続していることが条件となります。

更新の要件

引き続き2年間のメンバーシップ加入を希望するプログラムメンバーは、再度、オンラインでエンロールメントを行う必要があります。

先の CLP メンバーシップ期間中の累積ポイント合計がいずれかのディスカウントレベルの最低ポイント要件以上だった場合、更新 CLP メンバーシップでは初回注文の必要はありません。初回注文の要件無しで CLP を更新することができるかどうかを判断するには、先の CLP 期間満了時点でのポイント合計と CLP メンバーシップのディスカウントレベルの最低基準値を比較します。ポイント合計が CLP 5 メンバーシップのいずれかのディスカウントレベルの最低ポイント要件以上である場合は、初回注文の必要なく該当するレベルで更新することができます。

注意

先の CLP メンバーシップ期間中の累積ポイントに基づいて更新 CLP メンバーシップのディスカウントレベルを決定する場合（初回注文を行わない場合）、新しい CLP メンバーシップは0ポイントからの開始となります。

更新の例

次の例は、教育機関向けプログラムメンバーがディスカウントレベル1（最低ポイント値：5,000）を選択した場合を想定しています。

官公庁例1: あるプログラムメンバーの初回注文は5,000ポイントで、2年間の CLP メンバーシップ期間中に合計15,000ポイントの追加注文を行いました。その結果、このプログラムメンバーは、CLP メンバーシップの終了時まで合計20,000ポイントを累積しました。このプログラムメンバーの累積ポイント（20,000ポイント）をディスカウントレベル1と2の最低ポイント要件と比較すると、ディスカウントレベル1の最低ポイント要件（5,000ポイント）は満たしていますが、ディスカウントレベル2の最低ポイント要件（50,000ポイント）には達していません。したがって、このプログラムメンバーは、初回注文の必要なく、ディスカウントレベル1で更新することができます。ただし、累積ポイントはゼロからのスタートとなります。

例2: あるプログラムメンバーの初回注文は50,000ポイントで、2年間の CLP メンバーシップの期間中に、合計120,000ポイントの追加注文を行いました。その結果、このプログラムメンバーは、CLP メンバーシップの終了時まで合計170,000ポイントを累積しました。このプログラムメンバーの累積ポイント（170,000ポイント）をディスカウントレベル2と3の最低ポイント要件と比較すると、ディスカウントレベル2の最低ポイント要件（50,000ポイント）はもちろん、ディスカウントレベル3の最低ポイント要件（100,000ポイント）も満たしています。したがって、このプログラムメンバーは、初回注文の必要なく、ディスカウントレベル3で更新することができます。ただし、累積ポイントはゼロからのスタートとなります。

関連会社の更新

プログラムメンバーが関連会社の更新を行わなかった場合でも、満了後も引き続き CLP メンバーシップの参加を希望する関連会社は、プログラムメンバーが再エンロールメントを完了した後に、更新を行うことができます。

何らかの理由により、プログラムメンバーが CLP メンバーシップを更新しなかった場合は、関連会社もメンバーシップを更新することはできません。

指定校学生向けライセンス（日本）

日本における高等教育機関のプログラムメンバーは、学生向け大量配布用にアドビの教育向け特定製品を購入できます。学生への販売価格は教育機関が決定することができます。このライセンスプログラムを利用するには、教育機関が CLP 5 メンバーシップ契約への追加契約を締結する必要があります。



指定校学生向けライセンスの「別紙」に基づいて購入された教育向け製品は学生の所有物となりますが、これにより獲得されたポイントは購入した教育機関プログラムメンバーのポイントとして累積されます。

エンロールメント

このライセンスオプションを利用するには、適用条件を満たす教育機関プログラムメンバーが、CLP 5 メンバーシップ契約への追加契約をオンラインで締結する必要があります。

対象製品および注文の要件

初回注文および追加注文の最小ユニット数の要件はありません。

対象製品については、プログラムメンバーの指定した ALC またはお取引のあるリセラーにご確認ください。

ディスカウントレベル

教育機関プログラムメンバーのディスカウントレベルや指定校学生向けライセンスの購入数に関係なく、指定学校向けライセンスオプションについては、単一のディスカウントレベルでの提供となります。指定学校向けライセンスオプションのエンロールメントを行ったすべての日本の教育機関向け CLP プログラムメンバーに、単一のディスカウントレベルが適用されます。

シリアル番号

指定校学生向けライセンスオプションに基づいて購入したライセンス SKU には、シリアル番号は発行されません。教育機関プログラムメンバーが学生に配布した製品は、その学生にライセンスの所有権があるため、LWS または他のライセンスレポートを閲覧してもシリアル番号は表示されません。

教育機関プログラムメンバーから教育機関向け製品を配布された学生は、各自が自己責任で、アドビに対しシリアル番号を請求し、入手します。

マニュアル

CLP 指定校学生向けライセンスによる購入の場合は、印刷したマニュアル類は提供されません。

言語

指定校学生向けライセンスオプションにより提供されるすべての製品の言語は日本語となります。

返品

指定校学生向けライセンスオプションについては、返品は認められていません。一度提出した注文は取り消しできませんのでご注意ください。

アップグレードプランとテクニカルサポート

CLP 指定校学生向けライセンスによる購入は、アップグレードプランの対象になりません。

CLP 指定校学生向けライセンスは、テクニカルサポートの対象になりません。

ライセンスの譲渡

指定校学生向けライセンスオプションにより購入したライセンスは、譲渡することができません。

CLP メンバーシップポリシー

これまでの CLP メンバーシップの詳細に加え、プログラムメンバーには、以下の CLP メンバーシップポリシーが適用されます。プログラムに基づく CLP メンバーシップおよびソフトウェア使用の条件について正確にご理解いただくために、以下のポリシーの内容をよくお読みください。



ライセンスのダウングレード（旧バージョンの使用）

アドビは、プログラムメンバーが現行バージョンの製品ライセンスを購入し、その旧バージョンを使用すること（ダウングレード）を認めています。旧バージョンのシリアル番号をお持ちでない場合は、アドビカスタマーサービスにお問い合わせの上、旧バージョンのシリアル番号をリクエストしてください。旧バージョンを使用する場合でも、プログラムメンバーは、現行の EULA に規定されているすべてのガイドラインに従う必要があります。旧バージョンの製品に関するメディア、マニュアル類、および/またはサポートについては、提供を終了している場合があります。

例： ABC 社は、現在、全社で Acrobat 8 を使用しています。さらに追加で 100 ライセンスを必要としているのですが、アドビが販売している現行バージョンは Acrobat 9 です。この場合、ABC 社は、Acrobat 9 を 100 ライセンス購入した上で、実際には Acrobat 8 をインストールして使用することができます。ただし、この 100 ライセンスについては、Acrobat 9 の EULA を遵守しなければなりません。

同時使用

教育機関向け CLP のプログラムメンバーは、ラボでの使用または管理目的で使用するアドビ製品について、同時使用ライセンスを注文することができます。ただし、このオプションには追加料金が発生する場合があります。また、プログラムメンバーは、適切な認証または監視ソフトウェアを使用して同時使用状況を管理する必要があります。企業向けまたは官公庁向け CLP については、同時使用ライセンスは提供されていません。

クロスランゲージライセンス

特定の言語で販売されたライセンスは、その言語に限って使用できます。言語指定が「全言語」として販売されるライセンスについては、プログラムメンバーは、自身が選択する言語で製品を導入することができます。

ただし例外として、プログラムメンバーが有効なアップグレードプランを持っているにもかかわらず、製品の新しいバージョンにおいて現在ライセンスを取得している言語が利用できなくなった場合や、最初は利用できなかったその地域の言語が新たに追加された場合は、上記の条件は適用されません。この場合、どの言語の使用権が適用されるかについてはアドビよりご案内します。

クロスプラットフォームライセンス

Windows 版 と Macintosh 版 の両方が提供されている製品で、かつ両プラットフォームの製品ともバージョンが同じ場合に限り、プログラムメンバーは、Windows 版と Macintosh 版両方の製品のシリアル番号とメディアを受け取ります。プログラムメンバーは、使用しているライセンス数の合計が購入したライセンス数を上回らない限り、どちらのプラットフォームを選択しても構いません。

エンドユーザー使用許諾契約

いかなる場合でも、製品を使用する際には、その製品のエンドユーザー使用許諾契約（EULA）の制約を受け、通常は、画面上でクリックすることで EULA に同意する必要があります。EULA については、<http://adobe.com/jp/products/eulas/> で確認することができます。CLP 5 メンバーシップ契約の条件と EULA の条件との間に矛盾がある場合は、その矛盾を解決するために必要な範囲においてのみ、CLP 5 メンバーシップ契約の条件が優先します。

メディアの複製

プログラムメンバーがメディアの複製について許諾を受けるには、CLP メンバーシップに加えて、「メディア複製に関する別紙」に署名する必要があります。メディアの複製については、この「別紙」に規定された制限および要件のすべてに従うものとします。



ワールドワイドの通貨

アドビは、ALC 向けの CLP 価格体系を米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円でのみ発行しています。ALC の価格リストは、固定された為替相場に基づいてそれぞれの通貨で発行されます。

注意

これらの価格リストは、ワールドワイドで同じ価格を反映していない場合があります。価格体系は、為替相場およびその他の要因により異なる場合があります。プログラムメンバーのワールドワイド CLP メンバーシップは、ワールドワイドで同じディスカウントレベルの適用を保証しますが、必ずしも、同じ価格体系を保証するものではありません。

ライセンス、サポート、アップグレードプランの価格は、すべて、ALC またはリセラーにより決定されます。ALC またはリセラーの請求価格の設定にアドビは関与しません。価格については、プログラムメンバーと ALC またはリセラーの間での直接交渉となります。また、価格、納期、インストール方法、支払い条件についても、プログラムメンバーと ALC またはリセラーが合意の上で決定します。

アドビは、通貨と受注処理について、次の基準を設けています。

- ・ ワールドワイドの各地域ごとに指定の単一通貨が設定されています。
- ・ ALC は、アドビとの注文の受注処理を指定の現地通貨で行う必要があります。
 - ・ ワールドワイド ALC は、他の現地通貨で注文の処理を行えますが、アドビとの受注処理は、注文ごとに指定の現地通貨で行う必要があります。
- ・ 指定の現地通貨は、注文書が発行されたエンドユーザーの住所（導入先住所）に基づき決定されます。

下の表は、国または地域ごとの指定通貨の一覧です。

導入先地域（国）	通貨
米国およびカナダ	米ドル
ラテンアメリカ（メキシコおよびカリブ諸国を含む）	米ドル
英国	英ポンド
ヨーロッパ（すべての EU および EFTA 加盟国）	ユーロ
その他のヨーロッパ（ヨーロッパおよび東ヨーロッパのすべての EU/EFTA 非加盟国）	米ドル
中東およびアフリカ	米ドル
アジアパシフィック（中国、台湾、すべての東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、その他日本を除くすべてのアジア諸国）	米ドル
日本	円

ライセンスの譲渡

アドビ製品の EULA では、ソフトウェアライセンスを他の個人または他の法人に譲渡することが認められています。しかし、CLP ライセンスの譲渡については制限があり、下に挙げる CLP ライセンス譲渡に関するポリシーの要件を満たす必要があります。プログラムメンバーが CLP ライセンスを譲渡できるのは、吸収合併、買収、統合、会社分割等の理由により譲渡が必要となった場合に限られます。CLP ライセンス譲渡ポリシーは次のとおりです。

- ・ プログラムメンバーは、資格を有する他のプログラムメンバーにたいして、または TLP に参加している組織にたいして、ライセンスを譲渡できます。



- ・ ライセンスの譲渡人と譲受人の双方が、ライセンス譲渡フォームに記入および署名する必要があります。
- ・ 譲受人は、EULA の規定に同意する必要があります。
- ・ CLP のポイントは、譲受人に譲渡されます。
- ・ 譲渡するライセンスに現在有効なアップグレードプランが付随する場合、そのアップグレードプランもライセンスと共に譲渡する必要があります。

契約の終了

契約の終了とは、アドビとプログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社との間で締結した CLP 5 メンバーシップ契約を、予定された満了日の前に終了することを意味します。

注意

CLP メンバーシップが終了した時点で、CLP メンバーシップ期間中に購入したアップグレードプランは、すべて無効となります。

プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社は、アドビに通知することにより、いつでも任意にメンバーシップを終了することができます。プログラムメンバーが CLP メンバーシップを終了した場合は、プログラムメンバーの関連会社のメンバーシップも終了します。セルフエンロール関連会社が自己のメンバーシップを終了した場合は、以降のセルフエンロール関連会社の購入分は、プログラムメンバーのポイントに累積されません。

アドビは、初回注文が行われなかった場合に CLP メンバーシップを終了する権利を有します。詳細については、7 ページの「初回注文」の項目を参照してください。

情報の取り扱いについて

アドビは、CLP メンバーシップの管理、および CLP 5 メンバーシップ契約に基づいた義務を履行するために、プログラムメンバーまたは関連会社の情報を利用することがあります。これらの情報は、ワールドワイドのアドビの組織、およびワールドワイドの ALC またはリセラーで利用されることがあります。情報の利用には次の内容が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ CLP メンバーシップ番号、エンドユーザー ID、ならびにライセンス管理担当者の名前および連絡先情報を含むプログラムメンバーまたは関連会社に関する必要なプログラム情報を ALC またはリセラー、およびプログラム管理に関わるアドビの組織と共有すること (ALC、リセラー、アドビの組織の所在地を問いません)。
- ・ 関連会社との間でプログラムメンバーに関する情報を共有すること、およびプログラムメンバーとの間で関連会社に関する情報を共有すること。
- ・ アドビは、プログラムメンバー、ライセンス管理担当者、または関連会社のライセンス管理担当者にたいしてプログラムに関連する情報を送付するために、これらの担当者の氏名および連絡先情報を使用する場合があります。送付する情報には、アップグレード、プログラムの変更、および SKU 廃止の通知などが含まれます (ただし、これらに限定されません)。
- ・ プログラムメンバーは、その関連会社のすべてのプログラムと注文情報を参照することができます。一方、関連会社メンバーは、自身の組織の注文情報 16 報しか参照することができません。



用語定義

アカウントタイプ：ライセンス Web サイト内の法人／団体の特定のユーザータイプ（例：エンドユーザー、導入先、リセラー、売上先パートナーなど）です。アカウントは個人ではなく、企業、学校、官公庁または特定の部署名、あるいは所在地となります。

チャンネルパートナー：リセラーまたは売上先パートナー

同時使用：1本のアドビ製品に複数のユーザが同時にアクセスできることを意味します。同時使用ユーザの総数は注文したライセンス数とは異なりますが、同一時間帯にアクセスするユーザ数が購入したライセンス数の合計を上回ることはありません。

クロスプラットフォームライセンス：クロスプラットフォームライセンスが適用される製品では、Macintosh® または Windows® どちらかのプラットフォーム向けのライセンスを取得したユーザーは、両プラットフォームのどちらでも（ただし、どちらか一方のみで）そのソフトウェアの同一バージョンを実行できる権利を有します。プログラムメンバーは、個々の製品ライセンスを注文するごとに、Macintosh および Windows 向けの両方のシリアル番号を受け取ります。クロスプラットフォームライセンスが適用されるプラットフォームは Macintosh および Windows のみとなります。UNIX、Linux など他のプラットフォームには適用されません。

デフォルト担当者：デフォルト担当者は、アドビからの通知を受け取ることになっていた元の担当者が組織を離れた場合、その通知を受け取ります。（例：リセラーや導入先など）たとえば、注文書に記載されている担当者が退職した場合、デフォルト担当者はその注文に関する以降の通知を受け取ります。

導入先：アドビ製品が使用または導入される先の氏名、住所、またはその他の情報です。チャンネルパートナーおよびリセラーは、注文上の導入先担当者になることはできません。

指定 ALC：AVL CLP メンバーシップを提供するためにアドビが認定したリセラーです。CLP エンロールメントの際、プログラムメンバーは任意の ACL を指定することができます。

ディスカウントレベル：CLP においてプログラムメンバーに適用される価格のレベルのことで、初回注文と以後の追加注文に基づいて設定されます。ディスカウントレベルは、プログラムメンバーとその関連会社が注文した製品およびアップグレードプランの合計ポイント値によって決定されます。

教育機関の関連組織：関連組織とは、法人格を持つ組織であり、教育機関の関連組織の場合は、プログラムメンバーの所有下もしくは支配下にあるか、またはプログラムメンバーが共同で所有する系列の学校、専門学校、大学を指します。

エンドユーザー：お客様の主な所在地、またはお客様が CLP メンバーシップを関連付ける所在地。

エンドユーザー ID：アドビが新しいプログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社用のアカウントを作成するときに発行される番号のことです。プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社のすべての注文に関する情報は、アドビライセンスウェブサイト (<https://www.licensing.adobe.com>) から、エンドユーザー ID を使用して参照できます。エンドユーザー ID 番号は、CLP メンバーシップの2年間に限り有効な CLP メンバーシップ番号とは異なります。メンバーシップが更新されてもエンドユーザー ID は変わらず有効で、プログラムメンバーは、引き続き同じエンドユーザー ID を使用します。

初回ディスカウントレベル：CLP メンバーシッププログラムにエンロールメントを行ったとき、プログラムメンバーに最初に適用されるディスカウントレベルのことです。初回ディスカウントレベルは、プログラムメンバーの初回注文に基づいて決定されます。

初回注文ポイント：プログラムメンバーの初回注文から算出されるポイント値のことです。初回注文のポイント値により、CLP メンバーシップで最初にプログラムメンバーに適用されるディスクカウントレベルが決定します。

初回注文の要件：アドビが CLP メンバーシップ番号を発行してから 30 日以内に発注しなくてはならない注文の最小値のことです。CLP メンバーシップに参加するプログラムメンバーとしての資格を得るには、この要件を満たす必要があります。

ライセンス担当者：LWS のアカウントに関連づけられた個人です。この担当者は特定の注文上に表示され、その注文に関する通知を受信します。

ライセンスウェブサイト：<https://www.licensing.adobe.com> を指します。アドビのセールス、チャンネル、およびアドビボリュームライセンスのお客様が、現在のアカウントの情報を参照するためのウェブサイトです。

メディア：アドビのソフトウェアが収められているディスクのことで、CD、DVD などがあります。

メディア発送先：ソフトウェア、CD、DVD など、有形の製品が出荷先となる所在地。

リスト登録関連会社：プログラムメンバーの CLP 5 メンバーシップ契約にリスト登録された関連会社のことです。リスト登録関連会社は、自身で個別にエンロールメントを行う必要はありません。リスト登録関連会社は、プログラムメンバーの CLP 5 メンバーシップ契約のもとで購入を行うことができ、同じディスクカウントレベルが適用されます。リスト登録関連会社による注文は、すべて、プログラムメンバーのメンバーシップの有効ポイントとして累積されます。リスト登録関連会社には、初回注文の要件はありません。

主担当者：その組織（例：売り上げ先パートナーやコストセンターなど）の担当者を追加したり削除したりでき、アドビのライセンスアカウントに関する全通知をアドビから受け取る唯一の人物です。

ポイント値：ワールドワイドで共通の値で、アドビのデスクトップ製品およびアップグレードプランをポイントに換算したものです。

プロダクトプール：同じ製品群に属するアドビソフトウェアをグループ化したものです。

ライセンス管理担当者：プログラムメンバーまたは関連会社の連絡窓口担当者を指します。ライセンス管理担当者は、アドビライセンスウェブサイト（LWS）の利用において、他の一般ユーザーには無い特定の権限を有します。また、プログラム管理者は、アドビから、プログラムメンバーおよびメンバーシップ契約に関する特別な通知を受け取ります。

セルフエンロール関連会社：CLP 5 プログラムメンバーの関連会社の中で、自身で個別に CLP 5 メンバーシップエンロールメントフォームを提出した関連会社のことです。

売上先パートナー：アドビが製品および/またはサービスを販売した ALC、ソリューションリセラーまたはディストリビューターの所在地。

合計ポイント値：プログラムメンバーが注文したすべてのライセンスおよびアップグレードプランをポイントに換算し合計した値です。（メディアとマニュアルは、ポイント値加算の対象にはなりません。）

アップグレードプラン：アップグレードプランを購入したプログラムメンバーは、アップグレードプランの有効期間中にアドビが行った製品アップグレードをすべて受ける権利を有します。

ユーザー：ライセンスの被許諾者自身の業務上の目的のために、プログラムメンバーに許諾された製品へのアクセスおよび使用を被許諾者が認可したあらゆる個人を意味します。

その他の情報

アドビライセンスセンターまたはアドビカスタマーサービスにご連絡いただくか、次のサイトにアクセスしてください。http://www.adobe.com/go/volumelicensing_jp

Adobe、Adobe ロゴ、Acrobat、および FrameMaker は、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。Macintosh は、Apple Inc. の米国ならびに他国における登録商標です。Windows は、Microsoft Corporation の米国ならびに他国における商標または登録商標です。UNIX は、The Open Group の登録商標です。その他すべての商標は、それぞれの権利帰属者の所有物です。

© 2009 Adobe Systems Incorporated. All rights reserved.